

## 平成21年度林野庁予算概算要求の重点事項

低炭素社会に向けた森林資源の整備・活用と  
林業・山村の再生のため、以下の予算を要求。

平成21年度概算要求額（平成20年度予算額）  
445,955（385,441）百万円  
うち林野一般公共事業  
317,242（267,885）百万円  
注：上記のほか、地域再生基盤強化交付金要望額を  
内閣府に計上。

### I 条件不利未整備森林の早期解消等による森林吸収源対策の一層の推進

【森林整備事業・治山事業 317,242（267,885）百万円】  
【美しい森林づくり推進国民運動の展開 1,523（1,433）百万円の内数】

#### 対策のポイント

低炭素社会の実現に不可欠な森林吸収源対策の一層の推進に向け、間伐等の森林整備が進みにくい条件不利森林の早期解消に向けた取組等の充実を図ります。また、国民ニーズを捉えた美しい森林づくりを推進します。

#### （森林吸収源対策を取り巻く現状）

- ・森林吸収目標1300万炭素トンの達成に必要な間伐を進めるため、必要な財源の確保、地方負担、個人負担の軽減に取り組んでいます。
- ・間伐等促進法が本年5月に施行されました。（追加的な間伐等への地方債の特例措置）
- ・平成19年より、間伐量を急増（従来水準に比して1.6倍の規模）させて取組んでいることから、対策が後年度になるほど条件が不利な場所が残されると見込まれます。

#### 政策目標

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
- ② 100年先を見据え、広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進



京都議定書第1約束期間（2008年から2012年）における  
森林吸収目標1300万炭素トンの達成

<内容>

1. 条件不利森林等解消緊急対策

**充実内容1** 公的主体への定額助成により条件不利地の未整備な森林の効率的な解消を図ります。

森林の立地、森林所有者の特性等において条件が不利な森林を対象に行う間伐等について、定額助成方式により支援します。

条件不利森林公的整備緊急特別対策事業（森林・林業・木材産業づくり交付金）  
4,000（0）百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県、市町村、森林整備法人等

**充実内容2** 境界が不明確なため間伐が進んでいない地域への本格支援策を導入します。

森林境界を明確化する取組を定額助成方式で支援することによって、間伐実施の目的が立たなかった森林の集約化と間伐の実施を推進します。

【森林境界明確化促進事業 1,000（0）百万円】

【森林整備地域活動支援交付金 7,047（7,247）百万円の内数】

**充実内容3** 間伐の推進に不可欠な路網の整備を効果的・効率的に進めます。

特定間伐等促進計画に基づき路網整備を実施する場合、森林施業計画に基づく場合と同様に先行・一括整備を可能とし、特定間伐等の推進を図ります。また、地方財政措置を充実します。

【特定間伐等の促進のための路網整備の推進（森林環境保全整備事業等）（公共）

66,033（55,376）百万円の内数】

【地方財政措置要望（総務省）】

**充実内容4** 現場実態に応じた柔軟な助成を行います。

施業が放棄され間伐遅れとなり過密化した森林について、適切な森林整備が実施されるよう措置します。また、小面積森林の間伐を特定間伐等促進計画に基づき推進します。

過密化した森林の適切な整備等の推進（育成林整備事業等）（公共）  
36,376（28,711）百万円の内数  
補助率：3／10等  
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合等

**充実内容5** 山村地域において、きめ細やかな治山対策を推進します。

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を推進し、水源林の整備等の促進を図ります。

水源の里保全緊急整備事業（公共） 800（0）百万円  
補助率：1／2等  
事業実施主体：国、都道府県

## 2. 森林所有者負担軽減を実現する効率的な間伐等の推進

### 充実内容⑥ 提案型集約化施業の拡大に取り組みます。

提案型集約化施業を的確に実施できる体制を有する事業者に対して、提案型集約化施業の実施に必要なノウハウの蓄積、リスクの軽減を支援します。

【提案型集約化施業経営支援事業 500(0)百万円】

【施業集約化・供給情報集積事業 613(592)百万円】

### 充実内容⑦ 高性能林業機械の導入や路網の整備を進めます。

高性能林業機械の購入やリースによる導入を支援するとともに、高性能林業機械を使った効率的な作業に必要な研修を支援します。また、路網の整備等の条件整備を推進し、効率的な間伐の実施を図ります。

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数】

【がんばれ！地域林業サポート事業 100(100)百万円】

【緑の雇用担い手対策事業 6,670(6,700)百万円】

### 充実内容⑧ 間伐材等の利用を推進します。

間伐により発生する木質資源の安定的な確保及び燃料用等への利用に対する支援を通じて、間伐と木質資源の利用を一体的に進めるモデルを構築します。また、都市の資本を含む社会全体の協働により、間伐材等の原燃料としての利用を推進します。

【木質資源利用ニュービジネス創出事業 573(573)百万円】

【社会的協働による山村再生対策構築事業 500(0)百万円】

## 3. 美しい森林づくり推進国民運動の展開

昨年設立された「美しい森林づくり全国推進会議」や各地域で順次立ち上がりつつある民間推進組織とも連携を図りつつ、間伐等の推進についての国民世論の形成と現場への働きかけを強化するなど運動の展開を図ります。

### (1) 不在村森林所有者への働きかけの強化

「ふるさと森林会議」の開催や司法書士と森林組合との連携に加え、森林施業への網羅的な働きかけを強化します。

【施業集約化・供給情報集積事業 613(592)百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体】

### (2) 企業やNPO等の森林づくり活動への支援の推進

企業やNPO等の森林づくりをサポートする活動や、地域住民等が参画する森林の整備等を支援します。

【美しい森林づくり活動推進事業 209(252)百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体】

### (3) 地域の森林づくりの推進役となる林業後継者の確保

経営感覚に優れた森林所有者の養成、山村地域の小・中学生を対象とした体験学習の実施を通じた林業後継者の確保を図ります。

林業後継者活動支援事業	121	(91)	百万円
			補助率：定額
			事業実施主体：民間団体

### (4) 国有林野の利用による森林環境教育の推進

農山漁村における体験活動と連携し、国有林野において森林・林業に関する体験学習のためのフィールドの整備及びプログラムの作成を実施します。

森林・林業体験交流促進対策（特会）	82	(0)	百万円
			事業実施主体：国

## 4. 「美しい森林づくり」に向け国民ニーズを踏まえた森林づくりの推進

### (1) 花粉発生源対策の推進

花粉症対策苗木の先駆的な生産手法の普及やヒノキ雄花の観測手法の開発等に新たに取り組めます。また、花粉の少ない森林への転換を引き続き促進します。

【広域連携優良苗木確保対策のうち森林力増強苗木生産事業 41 (0) 百万円】

【スギ・ヒノキ花粉発源地域推定事業 45 (0) 百万円】

### (2) 森林病虫害、鳥獣被害対策の推進

環境に配慮した松くい虫被害対策を推進します。また、ナラ枯れ被害の防除戦略策定技術の開発や鳥獣被害軽減に資する生息環境としての森林管理対策を推進します。

【森林病虫害等防除事業費補助金 744 (744) 百万円】

【ナラ枯れ被害の総合的防除技術高度化調査 20 (10) 百万円】

【野生鳥獣被害対策の観点からの生息環境としての森林管理技術開発事業

10 (0) 百万円】

【野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業（特会）

129 (0) 百万円】

[担当課：林野庁計画課 (03-3501-3842 (直))]

## II 新たな森林経営政策の確立に向けた対策

【森林経営政策 15, 575(14, 963)百万円の内数】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12, 653(9, 692)百万円の内数】

### 対策のポイント

今後、人工林資源が主伐期を迎えるに当たって、主伐・更新による資源の循環利用を通じて林業経営の安定を図ることが重要です。そのために必要な調査・実証等に取り組みます。また、森林施業を集約化し、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成を進め、国産材の安定供給体制を確立します。

(我が国の林業経営を巡る状況等)

- ・今後10年間で人工林の約6割が利用可能な高齢級の森林に移行します。
- ・今後、主伐期を迎えるに当たって、林業への再投資により森林資源の循環利用を担える林業経営体・事業体を育成することが必要です。
- ・また、間伐が必要な森林が大宗を占める現状の下で、施業・経営の集約化により、利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体を育成することが必要です。

### 政策目標

- 主伐・更新による人工林資源の循環利用を通じて安定的に林業経営を担える林業経営体・事業体を育成
- 提案型集約化施業の推進により、森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体が平成23年度までに私有林の8割程度をカバーできる体制を構築

<内容>

#### 1. 林業経営の安定に向けた取組

##### (1) 森林資源の循環利用によるビジネスモデルの構築

主伐収入と低コスト造林・保育等により、森林資源を循環利用するビジネスモデルを構築するための調査・実証を行い、主伐期を迎えるに当たっての林業経営のあり方を検討します。

低コスト林業経営等実証事業 320(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

##### (2) 経営規模の拡大等による経営基盤の強化の促進

林業経営体・事業体による施業・経営の集約化、森林の取得による経営規模の拡大などの取組に対して総合的に支援します。

【施業集約化・供給情報集積事業 613(592)百万円】

【森林整備地域活動支援交付金 7,047(7,247)百万円の内数】  
【金融措置：株式会社日本政策金融公庫資金】

## 2. 利用間伐により森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

### (1) 森林所有者の負担軽減を実現できる林業経営体・事業体の育成

実行体制について第三者機関の評価を受けた林業経営体・事業体に対して、提案型集約化施業の実施に必要なノウハウの蓄積、不測の事態が発生した場合のリスクの軽減を支援します。また、高性能林業機械の導入等を支援し、提案型集約化施業を的確に実施できる能力を有する林業経営体・事業体を育成します。

【提案型集約化施業経営支援事業 500(0)百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数】

### (2) 提案型集約化施業の面的拡大

市町村、林業事業体等からなる集約化促進協議会（仮称）を設置し、提案型集約化施業の面的拡大を図ります。また、提案型集約化施業に取り組む林業経営体・事業体に対する指導体制の強化や評価支援体制の確立を支援します。

【施業集約化・供給情報集積事業 613(592)百万円】

【森林整備地域活動支援交付金 7,047(7,247)百万円の内数】

### (3) 低コスト・高効率な作業システムの整備・定着

森林施業を効率的かつ効果的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コスト・高効率な作業システムの整備、定着等を推進します。また、効率的な森林整備を支援する機械の開発・改良等を推進します。

【低コスト作業システム構築事業 202(202)百万円】

【森林整備効率化支援機械開発事業 123(123)百万円】

【がんばれ！地域林業サポート事業 100(100)百万円】

## 3. 「緑の雇用」等による担い手の育成

林業に必要な基本的な技術から、より効率的な作業に必要な低コスト作業システムなどの技術に至るまで、新規就業者への研修を支援することにより、担い手の育成・定着を進め、国産材の安定供給を推進します。

【緑の雇用担い手対策事業 6,670(6,700)百万円】  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁経営課 (03-3501-3810(直))]

### Ⅲ 需給変化に対応した木材産業構造の確立と国産材利用拡大

【木材産業総合対策 1, 618(0) 百万円ほか】  
【森林・林業・木材産業づくり交付金 12, 653(9, 692) 百万円の内数】

#### 対策のポイント

国産材への原料転換や生産品目の転換による木材産業構造の再構築や、原木の品質（一般製材用、合板・集成材用、チップ・ペレット用等）ごとに需要者ニーズに対応した製品の供給体制の整備を図ります。

国産材利用の意義の啓発、普及を推進し、国産材利用の拡大に取り組みます。

（我が国の木材を巡る情勢）

- ・平成19年の木材自給率は、22.6%（対前年比2.3ポイント増加）で3年連続向上しました。
- ・輸入材を含めた原木消費量の5割を中小製材工場が消費しており、木造住宅の主要な工法である在来工法住宅生産の担い手の6割を大工・工務店が占めています。
- ・ロシア政府は、丸太輸出税を6.5%（平成19年6月末）から80%（平成21年1月）に段階的に引き上げる予定であり、北洋材丸太輸入の大幅減が懸念されています。
- ・木質ペレットの生産量は約4,000トン（平成15年）から約34,000トン（平成19年）に増加しています。
- ・北海道洞爺湖サミットにおいて、違法伐採問題が大きく取り上げられました。

#### 政策目標

- 木材供給・利用量を平成27年度までに35%拡大  
1,700万m<sup>3</sup>（平成16年） → 2,300万m<sup>3</sup>（平成25年）
- 外材からの原料転換等により国産材処理能力を平成25年までに300万m<sup>3</sup>向上（平成19年：1,860万m<sup>3</sup>）
- 住宅（在来工法）における地域材使用割合の拡大  
約3割（平成17年） → 約6割（平成27年）

<内容>

#### 1. 木材産業総合対策

##### （1）国産材への原料転換や中小工場と中核工場の連携による加工流通体制の構築

外材を巡る状況から製材工場等が国産材に原料転換する取組や中小製材工場が生産品目の転換により中核工場と連携する取組等に対し、施設整備や技術指導、借入資金の利子助成等の支援を行います。

また、木材製造業者が原材料調達の一部を外材から国産材へシフトするために国産材素材の引取を行う場合、一層低利な運転資金を融通します。

【地域材の水平連携加工システム推進事業 97(0) 百万円】

【木材産業原料転換緊急対策特別事業 1, 025(0) 百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12, 653(9, 692) 百万円の内数】

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

##### （2）住宅分野における地域材シェアの拡大

住宅分野における地域材のシェアを拡大するため、「顔の見える家づくり」グループのネットワーク化や地域材を生かした「地域型住宅づくり」への支援、

200年住宅等に対応した**新たな地域材製品の開発・普及**等を図ります。

住宅分野への地域材供給シェア拡大総合対策事業 295(0)百万円  
補助率：定額、1/2  
事業実施主体：民間団体

### (3) 木質バイオマスの利用拡大と安定供給体制の確立

#### ① 木質バイオマスの利用拡大に向けた総合的な取組の推進

製紙用間伐材チップの安定供給を促進するため、**チップの検量方法や関係者の連携による安定供給体制の確立、木材チップ製造施設等の整備**を行います。

また、木質ペレット利用拡大に向け、**地域における木質ペレットの安定的な販路の開拓や生産・集荷・流通体制の整備**を図る等の取組に対して支援します。

【製紙用間伐材チップの安定供給支援事業 40(0)百万円】

【森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数】

【CO<sub>2</sub>排出削減のための木質バイオマス利用拡大対策事業 144(0)百万円】

#### ② 低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取を行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し、低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

### (4) 木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築

低炭素社会に向けて、木材利用による省CO<sub>2</sub>効果の「見える化」をはじめとした環境貢献度を評価するシステムの開発を行います。

日本の森を育てる木づかい推進緊急対策事業のうち  
木材利用による環境貢献度の定量的評価手法の構築  
18(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

### (5) 公共施設における木材利用の推進

利用者が多く、展示効果やシンボル性も高い、木材利用の拡大に向けた地域への波及効果が期待できる公共施設等における木材のモデル的利用を推進します。

森林・林業・木材産業づくり交付金 12,653(9,692)百万円の内数  
補助率：定額  
事業実施主体：都道府県、市町村等

## 2. 先進技術を活用したバイオマス燃料等の製造システムの構築

林地残材や間伐材等の未利用森林資源活用のため、**先進的な技術による木質からのエネルギーやマテリアルの製造システムの構築**を行います。

森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業 900(1,200)百万円  
事業実施主体：民間団体

## 3. 違法伐採対策

違法に伐採された木材・木材製品をマーケットから排除し、マーケットで合法性等の証明された木材等が一層評価され、使用されるよう対策を講じます。

合法性等の証明された木材の普及促進事業 130(0)百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

[担当課：林野庁木材産業課 (03-3501-3841(直))]



## IV 社会全体での森林資源の保全・活用による山村再生システムの構築

【社会的協働による山村再生対策 2, 500(0) 百万円】

### 対策のポイント

山村が有する環境、教育、健康面の機能に着眼して、政策的支援と企業からの支援を集約するセンター機能を創設し、森林資源の保全・活用により、山村の再生を図る取組を推進します。

(具体的な取組)

- ① 化石燃料の代替として山村地域で生産された木質バイオマス資源を利用した二酸化炭素排出量削減の取組、
- ② 木質バイオマス資源の山村地域からの安定供給を確保する取組、
- ③ 森林資源を新素材やバイオエタノール等に転換する新しい環境ビジネスを山村地域に定着させる取組、
- ④ 健康関連産業や教育関連産業を山村に定着させる取組を推進します。

### 政策目標

森林資源の活用による二酸化炭素排出量の削減  
森林の整備と林業の再生に寄与

<内容>

#### 1. 社会的協働による山村再生対策の構築

山村固有の資源の新たな活用を図るため、センター機能を核として社会的システムを構築し、都市の資本を含む社会全体の協働により、山村の再生と森林資源の活用による低炭素社会の実現をめざす取組を推進します。

社会的協働による山村再生対策構築事業 500(0) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体

#### 2. 木質バイオマス資源を供給・活用するためのインフラ整備

木質バイオマス資源を供給・活用するために欠かせない路網を整備し、間伐等の森林整備を推進します。

森林環境保全整備事業等（公共） 2, 000(0) 百万円  
補助率：3/10等  
事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合等

#### 3. 低利な運転資金の融通

チップ、ペレットの安定供給を確保するため、チップ等を製造するための間伐材等の素材生産又は引取りを行う内容の協定が結ばれた場合、当該素材生産業者、チップ工場等に対し低利な運転資金を融通します。

【金融措置：木材産業等高度化推進資金】

[担当課：林野庁計画課

(03-3502-0048(直))]

## V 地域の安全・安心の確保に向けた治山対策の推進

【治山事業 124,625(105,250)百万円】

### 対策のポイント

近年の局地的な豪雨の頻発や地震等による大規模な山地災害の発生を踏まえ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策等の「犠牲者ゼロ」に向けた効果的・効率的な治山対策を推進し、地域の安全・安心の確保を図ります。

(我が国の山地災害の発生状況等)

- ・「非常に激しい雨（1時間降水量50mm以上）」のアメダス100地点当たり年間発生回数  
16.6回（昭和51年～昭和60年平均） → 21.8回（平成8年～平成17年平均）  
(気象庁資料より)

- ・山地災害危険地区数 約23万6千箇所（平成17年度末）
- ・山地災害発生箇所数 約3,600箇所/年（平成15～19年における平均値）
- ・強い降雨現象は頻度が増す可能性が非常に高く、洪水リスクを増加させる。

(「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）作業部会報告書（平成19年4月6日公表）」)

### 政策目標

山地災害による被害の軽減（「犠牲者ゼロ」）

<内容>

#### 1. 地域住民等との協働による先駆的かつ総合的な減災対策の推進

##### (1) 山地災害総合減災対策治山事業

緊要度に応じたハード対策や警戒避難体制の整備等のソフト対策を内容とする「山地災害減災計画」を国・都道府県が市町村や地域住民と協働で策定し、地域住民の災害に対する意識を高めつつ、住民参加型の先駆的かつ総合的な減災対策を推進します。

山地災害総合減災対策治山事業（公共） 7,000(0)百万円  
補助率：1/2等  
事業実施主体：国、都道府県

##### (2) 効果的な減災対策の推進に関する調査

精度の高い被害想定区域の設定手法の検討や地理情報データベースを用いた効果的な山地災害危険地区対策の計画手法の検討など、効果的な減災対策の推進に資する調査を実施します。

治山事業調査費（公共） 180(180)百万円の内数  
事業実施主体：国

## 2. 山村地域の特性に応じたきめ細やかな治山対策の推進

奥地山村集落周辺の荒廃した保安林において、背後に山がせまる傾斜地に人家が点在するなどの山村地域の立地条件に応じたきめ細やかな治山対策と地域住民等の参画による効果的な森林の整備を講じ、山地災害による被害の防止・軽減と水源林の整備等を促進します。

水源の里保全緊急整備事業（公共） 800（0）百万円  
補助率：1／2等  
事業実施主体：国、都道府県

## 3. 災害に強い森林づくりによる流木対策の推進

### （1）漂着流木等除去対策

飛砂や高潮等による被害を防止・軽減する海岸防災林等の保安林において、森林造成の妨げとなる流木等の除去対策を実施し、沿岸地域における安全・安心の確保を図ります。

海岸防災林造成事業等（公共） 6,821（5,802）百万円の内数  
補助率：1／2等  
事業実施主体：国、都道府県

### （2）災害に強い森林づくりを通じた流木の発生源対策

流木災害の発生が懸念される流域において、治山事業、砂防事業の連携による一体的かつ集中的な流木防止対策を計画的に実施する「総合的な流木災害防止対策事業」等を推進します。

復旧治山事業等（公共） 77,289（62,685）百万円の内数  
補助率：1／2等  
事業実施主体：国、都道府県

## 4. 岩手・宮城内陸地震による大規模山地災害への対応

平成20年岩手・宮城内陸地震災害による山地災害のうち、規模が著しく大きく高度な技術を要する箇所について、民有林直轄治山事業に着手するなど直轄治山事業を推進するとともに、治山激甚災害対策特別緊急事業等を実施し、安全と安心を確保します。

## 5. 森林管理局による迅速・円滑な支援の実施

大規模災害発生時における被害箇所の調査や、災害復旧対策についての助言を行う専門家の派遣など、森林管理局による都道府県に対する支援を引き続き迅速・円滑に実施します。

[担当課：林野庁治山課（03-6744-2307（直））]

## VI 持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進

【国際林業協力事業等 375 (368) 百万円】

【国際機関への拠出金 199 (189) 百万円】

### 対策のポイント

国際的な協調の下で持続可能な森林経営を推進するため、地球規模の課題である違法伐採対策及び森林の減少・劣化対策に取り組みます。

#### (森林・林業の国際的動向)

- ・世界の森林は、2000年から2005年にかけて、日本の国土の2割に相当する年平均730万haの純減（FAO「世界森林資源評価2005」）。
- ・森林減少・劣化により発生する温室効果ガスは、総排出の2割を占めると言われており、地球温暖化防止の観点から極めて重要な課題。
- ・2008年7月に開催された洞爺湖サミット首脳文書は違法伐採対策及び森林の減少・劣化対策のための行動を奨励。

### 政策目標

- 国際的な協調の下での森林の有する多面的機能の発揮に向けた取組の推進
- 持続可能な森林経営に貢献するため、国際熱帯木材機関の熱帯地域の加盟国において、違法伐採対策を含む林業・林産業の普及・指導者の育成を支援

#### <内容>

##### 1. 違法伐採対策の推進

国際熱帯木材機関（ITTO）を通じて、熱帯地域住民の森林経営への参加支援や普及・指導員の育成等を行うことにより、違法伐採対策を推進します。

〔 熱帯林減少・劣化抑止のための違法伐採対策推進事業 126 (0) 百万円  
事業実施主体：国際熱帯木材機関 〕

##### 2. 森林減少・劣化対策の推進

森林減少対策の具体的活動支援や、衛星画像等を活用した森林減少・劣化の把握技術の開発、人材育成等に取り組みます。

〔 森林減少防止のための途上国取組支援事業 45 (0) 百万円  
補助率：定額  
事業実施主体：民間団体 〕

[担当課：林野庁計画課（03-3591-8449（直））]

## Ⅶ 国有林野の管理経営の適切かつ効率的な推進

【事業施設費	904	(761)	億円】
【公益林等保安全管理費	316	(313)	億円】
【利子補給	206	(208)	億円】

### 対策のポイント

公益的機能の維持増進を旨として地球温暖化防止等の課題に積極的に取り組みつつ、国有林野を適切かつ効率的に管理経営するため、必要な経費について一般会計より繰り入れます。

### (国有林野の現状)

- ・我が国森林面積の約3割を占める国有林野は、奥地脊梁山脈や水源地域に広く分布しており、その約9割が保安林に指定されているなど公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。
- ・国有林野は、白神、屋久島、知床といった世界自然遺産のほとんどを占めており、そうした原生的な天然生林等について、保護林841箇所78万haを設定。
- ・また、種の保全や遺伝的な多様性を確保するため保護林相互を連結した「緑の回廊」については、24箇所51万haを設定（平成20年4月1日現在）。

### 政策目標

公益的機能の維持増進を旨とした効率的かつ着実な森林の整備・保全等を推進

### <内容>

#### 1. 森林の公益的機能の維持増進

京都議定書の森林吸収目標達成を図るため、国有林野事業としても間伐等の森林整備を集中的に実施し、地球温暖化の防止とともに、美しい森林づくりを推進します。

【森林整備の推進(事業施設費) 90,381(76,138)百万円】

#### 2. 鳥獣被害対策の推進

住民と鳥獣の棲み分け、共生を可能とする地域づくりに取り組むため、地方公共団体、NPO等と連携し、奥地国有林における野生鳥獣の生息環境の整備と鳥獣の個体数管理等の総合的な対策をモデル的に実施します。

【野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備モデル事業 129(0)百万円】

#### 3. 国有林野の利用による森林環境教育の推進

国有林野を利用した森林環境教育の一層の推進を図るため、農山漁村における体験活動とも連携し、フィールドの整備及び学習・体験プログラムの作成を実施します。

【森林・林業体験交流促進対策 82(0)百万円】

[担当課：林野庁管理課（03-6744-2315（直））]